

## 庄原市運転免許返納高齢者支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自主的に運転免許証を返納した高齢者の外出を支援するため、庄原市運転免許返納高齢者支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2第1項に規定する有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定に基づき、広島県公安委員会に自らが有するすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

**第3条** 対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であって、自主返納により、広島県公安委員会から申請による運転免許の取消通知書及び運転経歴証明書の交付を受けたものとする。

(支援の内容)

**第4条** 支援は、次のいずれかの券の交付によるものとする。

- (1) 1万円相当の市内タクシー利用助成券（以下「利用助成券」という。）
- (2) 1万円相当の広島県交通系ICカードチャージ券（以下「チャージ券」という。）

2 前項に定める支援は、対象者1人につき1回限りとする。

(協力事業者)

**第5条** 事業は、市内に事業所又は営業所を置く一般乗用旅客自動車運送業者又は市内で公共交通空白地有償運送を実施する者であって、事業の趣旨に賛同するもの（以下「協力事業者」という。）に依頼して実施するものとする。

(支援の申請)

**第6条** 支援を受けようとする者は、庄原市運転免許返納高齢者支援事業申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 支援の申請は、申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の交付の日から起算して3月以内に行わなければならない。

(支援の決定等)

**第7条** 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、支援を決定したときは、当該申請者が選択した利用助成券又はチャージ券を交付するものとする。

(利用助成券の使用)

**第8条** 利用助成券の使用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) タクシーを降車する際、乗務員に運転経歴証明書を提示するとともに乗車料金に応じた利用助成券を提出し、不足を生じたときは、当該不足分を現金により支払うものとする。なお、利用助成券に対するつり銭は支払われない。
- (2) 利用助成券は、1回の乗車につき複数枚を使用することができる。
- (3) 利用助成券は、庄原市障害者外出支援券交付事業実施要綱（平成30年庄原市告示第42号）第3条に規定する福祉タクシー券との併用はできないものとする。

(4) 利用助成券は、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成2年運輸省通知）に規定する障がい者等割引との併用はできないものとする。

(利用助成券の使用期間)

**第9条** 利用助成券の使用期限は、交付の日から1年を経過した日の属する年度の末日とする。

(利用助成券等の請求及び支払い)

**第10条** 利用助成券を受け取った協力事業者は、1月ごとに使用済みの利用助成券を取りまとめ、当該年度内に庄原市運転免許返納高齢者支援事業請求書（兼精算書）（様式第2号。以下「請求書」という。）を市長に提出し、利用料金相当額を請求するものとする。

2 チャージ券を受け取った協力事業者は、1月ごとに使用済みのチャージ券を取りまとめ、当該年度内に請求書を市長に提出し、利用料金相当額を請求するものとする。

3 市長は、前2項に定める請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(利用の制限)

**第11条** 利用助成券又はチャージ券の交付を受けた者は、当該利用助成券又はチャージ券を他人に譲渡し、又は換金してはならない。

2 利用助成券及びチャージ券は、汚損、紛失した場合等であっても、再交付の申請はできないものとする。

(支援の取消し)

**第12条** 市長は、利用助成券又はチャージ券の交付を受けた者が不正な手段により支援を受けたと認めるときは、支援の全部又は一部を取り消し、当該交付を受けた者に未使用の利用助成券又はチャージ券及び利用料金相当額の返還を求めることができる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日以降に自主返納した者から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年3月31日までにこの告示により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う申請手続の特例)

3 令和2年4月1日から9月30日までの間になされた第6条第1項の規定による申請に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「3月以内」とあるのは、「6月以内」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年5月21日告示第68号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。